

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名称	位置	所管区	警察署名	名称	位置	所管区
略				略			
香川県小豆警察署	略	略		香川県小豆警察署	略	略	
	福田駐在所	<u>小豆郡小豆島町福田甲549番地6</u>	略		福田駐在所	<u>小豆郡小豆島町福田甲1208番地1</u>	略
	略	略			略	略	
香川県高松北警察署	略	略		香川県高松北警察署	略	略	
	<u>高松北警察署所在地</u>	<u>高松市西内町2番30号</u>	略		<u>丸亀町交番</u>	<u>高松市百間町9番地9</u>	略
	直島駐在所	略	略		直島駐在所	略	略
				<u>田町警備派出所</u>	<u>高松市南新町7番地2</u>		
略				略			
香川県高松西警察署	国分寺交番	<u>高松市国分寺町新居1291番地7</u>	高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、 <u>国分寺町新名、国分寺町新居、国分寺町福家</u>	香川県高松西警察署	<u>国分寺南駐在所</u>	<u>高松市国分寺町福家甲3103番地3</u>	高松市のうち、 <u>国分寺町新名、国分寺町福家</u>
					国分寺交番	<u>高松市国分寺町新居1672番地3</u>	高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、 <u>国分寺町新居</u>
	略	略			略	略	
略				略			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表香川県高松西警察署の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。